

点検補修報告書作成要領

点検補修報告書については、本要領に基づいて、別紙「点検補修報告書（作成例）」を参考に作成すること。

1 点検施設について

(1) 可動する遊具

ブランコ、シーソー等。

(2) 可動しない遊具

鉄棒、滑り台、ラダー等。

2 学校（幼稚園）名・所在地

別紙「遊具保守点検業務委託対象施設」のうち、報告する学校（幼稚園）の名称・所在地を記載すること。

3 判定

各器具の補修の必要性について、次のA～Dの5段階で判定すること。

判定	点検結果
A	健全であり、修繕の必要がない。（使用可）
B	軽微な異常があり、経過観察が必要。（使用可）
C 1	異常があり、修繕又は対策が必要。（重点管理を条件に使用可）
C 2	異常があり、修繕又は対策が必要。（使用不可）
D	危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、又は廃棄し更新を検討。（使用不可）

ただし、各器具の塗装の必要性については、次のA～Cの3段階で判定すること。

判定	点検結果
A	塗装の必要性がほとんどない（美観を殆ど損ねていない）
B	塗装の必要性がやや強い（塗装の必要性があり、美観を多少損ねている）
C	塗装の必要性が強い（1年以内の塗装が望ましい）

4 指摘内容、対応例、処置及び備考

指摘項目ごとに具体的に記入すること（考察を含む）。

5 その他点検業者より

全体的な特記事項について記入すること（考察を含む）。